

苫小牧市地域日本語教室実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市（以下「市」という。）が実施する「地域日本語教室」（以下「教室」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。また、この教室は、市内の外国人市民が地域社会に円滑に適応し、自立した生活を送ることができるよう、日本語の学習支援及び地域住民との交流機会の提供を目的とする。

(教室の種類)

第2条 教室の種類は次のとおりとする。

- (1) 日常生活に必要な日本語を学ぶ学習型教室
- (2) 地域交流等を目的とする交流型教室
- (3) その他、市が主催または共催する教室等

(開催期間等)

第3条 開催日程及び時間は各教室の実施形態や学習者の状況に応じて市が定める。

(開催場所)

第4条 教室の開催場所は、市役所7階の市国際交流サロン又は市が指定するその他の場所で開催する。

(受講対象者)

第5条 受講対象者は、原則として市内に在住、在勤、または在学する者で、日本語を母語としない者とする。ただし、市が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

2 定員については、教室ごとに定める。

(受講申込み)

第6条 受講の申込み方法については、教室ごとに定める。

(講師)

第7条 講師は、市職員または「苫小牧市地域日本語教室有償ボランティア登録講師実施要綱」で定める講師及び国際交流ボランティア登録者とする。

2 講師の謝礼等の詳細については、「苫小牧市地域日本語教室有償ボランティア登録講師実施要綱」による。

(教材の取扱い)

第8条 教室の運営に必要な教材及び参考図書については、市が予算の範囲内で購入し、講師及び学習者に貸与することができる。

2 また、市が認めた場合には、講師または学習者が持ち込む教材を使用することができる。

(その他)

第9条 教室の運営に関し、必要な事項については、別途市が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。